

## 村が実施する予防接種費用助成のご案内（令和8年度）

	助成の内容	助成の対象者・申請方法など
インフルエンザ	<p>〈生後6か月～年度内に18歳となる方〉 接種費用の全額</p> <p>〈年度内に19歳となる方～64歳の方〉 1,000円分の村商工会ギフト券</p> <p>〈65歳以上の方など<sup>(※)</sup>〉 自己負担2,000円を除く額</p>	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する生後6か月以上の方（助成内容は年齢により異なります）。</p> <p>②助成期間は各年10月1日～翌年3月31日まで。（ただし、65歳以上の方など<sup>(※)</sup>の接種については、各年10月1日～翌年1月15日まで）</p> <p>③助成は年度ごとに1人1回まで。（ただし、生後6か月～年度内に18歳となる方の接種については、年度ごとに1人2回まで）</p> <p>④64歳以下の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。65歳以上の方など<sup>(※)</sup>は、役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
新型コロナウイルス	自己負担8,000円を除く額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する65歳以上の方など<sup>(※)</sup>。</p> <p>②助成の対象となる接種期間は、各年10月1日～翌年3月31日まで。</p> <p>③助成は年度ごとに1人1回まで。</p> <p>④役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
带状疱疹	<p>〈生ワクチン〉 自己負担4,000円を除く額</p> <p>〈不活化ワクチン〉 自己負担額10,000円を除く額 （1回あたり）</p>	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する50歳以上の方。</p> <p>②50歳～64歳の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。65歳以上の方など<sup>(※)</sup>は、役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
高齢者肺炎球菌	自己負担5,000円を除く額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する65歳以上の方など<sup>(※)</sup>。</p> <p>②助成は1人1回まで。</p> <p>③ワクチンの種類に関係なく、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、助成の対象となりません。</p> <p>④65歳になられた日以降に専用の予診票を村から送付します。66歳以上の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。</p>
おたふくかぜ	接種費用の全額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する1歳～年度内に18歳となる方。</p> <p>②医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。</p>

※「65歳以上の方など」は、「65歳以上の方」または「60歳以上65歳未満で、厚生労働省令に定める免疫等の機能障害を有する方」

- 妊婦や乳幼児、児童・生徒が対象となる定期接種（RSウイルス、五種混合、日本脳炎、子宮頸がんワクチンなど）については、村が接種費用の全額を負担します。対象となる方または保護者のみなさんに直接ご案内します。
- 県外の医療機関にて接種を受ける方は、事前にお手続きが必要となる場合がありますので、接種の予約前に役場福祉課にご連絡ください。
- 村が飯田医師会と契約している予防接種については、その契約単価を上限として助成します。
- 予防接種法の改正などにより助成の内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。（内容などが変更となる場合は、その都度、村内回覧などでお知らせします）

福祉課 健康支援係 ☎32-1021